

【研究報告】

長崎県における児童虐待の現状と課題

～児童相談所の対応から見えるもの～

柿 田 多佳子

Current State and Issues of Child Abuse in Nagasaki prefecture
～It is seen from handling child abuse at child guidance center～

Takako KAKITA

令和3年3月発行

児童教育支援センター年報 第15号 (2020)

長崎純心大学 児童教育支援センター

【研究報告】

長崎県における児童虐待の現状と課題

～児童相談所の対応から見えるもの～

柿 田 多佳子

Current State and Issues of Child Abuse in Nagasaki prefecture
～It is seen from handling child abuse at child guidance center～

Takako KAKITA

1. はじめに

児童虐待問題には、近年、社会的に非常に高い関心が寄せられている。2018（平成30）年度中に全国の児童相談所が取り扱った虐待件数は約16万件に迫り、2018（平成30）年の目黒事件、2019（平成31）年の野田事件等、悲惨な虐待死亡事件が相次いで報道された。これらの事件は国会でも取り上げられ、虐待関連の対応策や通知等が次々と打ち出されるに至った。

本稿では、児童虐待及びその対応機関としての児童相談所について解説を加えながら、長崎県の2か所の児童相談所が取り扱った2019（令和元）年度の児童虐待対応件数から見える現状と課題について報告する。

2. 虐待とはなにか（定義、捉え方、要因、影響等）

(1) 虐待の定義等

児童虐待の防止等に関する法律（虐待防止法、以下同じ）第1条において、児童虐待は、「児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」とされている。

さらに、家庭内における「しつけ」とは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されないとして、2019（令和元）年6月の法改正によって児童のしつけに際する体罰が明確に禁止され、翌年4月から施行されている。

虐待防止法第2条では、児童虐待とは保護者が行う行為であること、そして、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待の4つの類型に分けられることを示している。条文は次頁のとおりである。

小林（1994）は、

虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていなくても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません
と述べており、まさに、親が「しつけ」や「子どものため」と思っているにもかかわらず虐待となり得るのである。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行なう者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）が、その監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下、同じ）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 虐待の発生要因

虐待は、単一の要因で発生するものではなく、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複合的に絡み合っていると考えられている。「子ども虐待対応の手引き」（厚生労働省2013）では、子どもの虐待が起こる原因として以下のように説明している。

「虐待では、[1] 多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと、[2] 生活にストレス（経済不安、夫婦不和、育児不安等）が積み重なって危機的状況にあること、[3] 社会的に孤立化し、援助者がいないこと、[4] 親にとって意に沿わない子（望まない妊娠、愛着形成障害、育てにくい子など）であること、の4つの要素が揃っていることが指摘されている」

以上の4要素から浮かび上がるキーワードは、「孤立」と「余裕のなさ」であろう。であれば、これらの4要素が揃わないような支援、つまり、孤立を防ぎ、保護者の心身及び生活に少しでもゆとりが感じられるような働きかけや環境づくりが対策として有効と考え

られよう。

(3) 虐待の影響

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるが、以下のようなものが共通してみられる。

① 身体的影響

低身長、低体重、後遺症、栄養状態や衛生状態が悪い
慢性的な頭痛や腹痛等の健康障害

② 知的発達への影響

ことばや学習の遅れ

③ 情緒面への影響

情緒不安定、感情のコントロールが難しい、赤ちゃんがえり（退行）
自己評価が低い、否定的、自虐的
不安、抑うつ、元気がない、解離

④ 対人関係、行動面への影響

衝動性、攻撃性、暴力的

共感性や自己及び他者理解の低さ

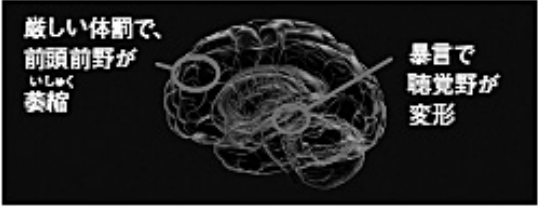
適切な距離がとれず、誰彼かまわず甘えたり、一方的に関係を切る等
関係性の再演（自傷行為、再被害化）

また、最近の脳科学研究から、虐待によって脳に器質的变化が引き起こされることが判明し、「愛の鞭ゼロ作戦」パンフレット（厚生労働省2016）にも掲載されている。

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

提供：福井大学 友田明美教授

図1 「愛の鞭ゼロ作戦」（厚生労働省作成パンフレット）

上記のとおり、虐待による影響は多岐に亘る。冒頭に記載したメディアで取り上げられる死に至るような重症例だけでなく、日常的な不適切対応によって子どもに重大な影響を

与えかねないことは、残念ながら十分に知られていると言えないだろう。

3. 児童相談所の機能と虐待対応等について

(1) 児童相談所の概要

児童相談所とは児童福祉法第12条に基づき、都道府県、政令指定都市等に設置される行政機関で、2020（令和2）年7月現在、全国に220箇所設置されている。なお、長崎県内に児童相談所は2箇所ある。正確には、長崎こども・女性・障害者支援センター及び佐世保こども・女性・障害者支援センターという2つの総合相談機関が児童相談所機能を有していて、いずれも長崎県福祉保健部の地方機関である。

国が示す児童相談所の運営ガイドラインである「児童相談所運営指針（厚生労働省2018a）」（以下、「運営指針」）によれば、児童相談所は「子どもの福祉を守るとともに、その権利を擁護すること」を主たる目的として設置されており、「常に子どもの最善の利益を考慮した「相談援助活動」を行うこと」とされている。

支援の対象は主に18歳未満の子どもで、職員は児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士、保健師、医師、弁護士等多岐に亘っており、近年、警察との連携が強化される中で、現職警官が児童相談所職員として配置される例も増加している。前述の長崎こども・女性・障害者支援センターの児童相談所部門には、2020（令和2）年4月から長崎県警の警察官1名が派遣されている。

国は関係法令及び「運営指針」によって、児童相談所の組織や職員、運営に関する基準等を示しているが、それぞれの自治体が地域の事情や経緯に基づいて設置運営しており、組織編成や人員配置、業務の実際等は自治体毎に異なっているのが実態である。

(2) 児童相談所の基本的機能

「運営指針」では以下の4点があげられている。

① 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、情報の提供その他必要な援助を行う（児童福祉法第12条第2項）

② 相談機能

専門的知識及び技術を必要とする子どもに関する相談に対し、専門的、総合的に調査・診断・判定し、それに基づいて援助を行う（児童福祉法第12条第2項）

③ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する（児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条）

④ 措置機能

在宅指導、施設等入所、里親委託等を行う（児童福祉法第26条、第27条）

(3) 児童相談所における相談の流れ

児童相談所における相談の流れは図のとおりである。

まず、電話、来所、文書等様々な形で受け付ける相談を、受理会議において調査及び診断の方針等について協議し、最も適切で効果的な援助方法を検討する。

さらに、決定した方針に沿って調査及び必要な各種診断を進め、ケースによっては一時保護を実施する等し、各診断担当者の協議により判定（総合診断）を行う。判定の結果、さらに必要があると判断されれば調査及び各種診断を補足、継続し、最終的に援助方針会議においてより効果的な援助を決定し、実施するという流れになる。

担当者のみの判断ではなく、常にチームで協議を重ね、最適な対応を目指すシステムとなっている。

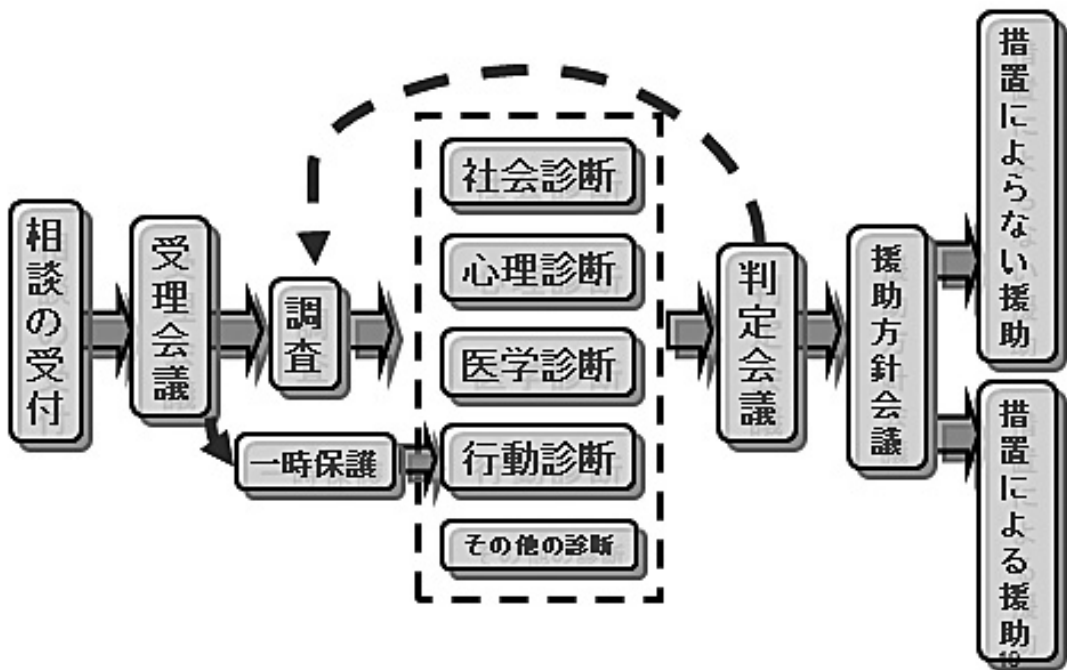


図2 相談業務の流れ

(4) 児童相談所における相談種類と相談内容

児童相談所に対応する相談は、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談の4種類に大別される。その他、近年は非常に少数となった保健相談及びこれらに分類されないその他の相談がある。

表1はその相談種類と内容を示したものである。なお、右端の「相談受理件数」については、長崎県の2か所の児童相談所が2018（平成30）年度（注1）に受理した各相談種類の件数を、参考までに記載している。総相談受理件数は5,774件であった。

（注1：2019（令和元）年度の相談対応実績は2020年11月10日時点において、長崎こど

も・女性・障害者支援センターのホームページ上で「後日公開予定」となっており、最新の業務実績が2018（平成30）年度分となる）

表 1 相談種類と内容

相談種類	相談内容	相談受理件数
養護相談	虐待、保護者の家出・失踪、死亡、入院、家族関係不良等による養育に関する相談	2,101件（36.4%）
障害相談	言語発達、知的障害、発達障害、重症心身障害等に関する相談	2,060件（35.7%）
非行相談	ぐ犯（放置すれば犯罪に発展するような行為）、触法行為に関する相談	249件（4.3%）
育成相談	落ち着きがない、乱暴等の性格行動、不登校、育児・しつけに関する相談	798件（13.8%）
保健相談	未熟児、疾患等に関する相談	4件（0.1%）
その他の相談	里親希望に関する相談、上記のいずれにも含まれない相談	562件（9.7%）

児童相談所は虐待相談に対応する機関というイメージがあるが、長崎県の児童相談所においては、虐待を含めた養護相談と並んで、障害児に関する相談である障害相談がそれぞれ3分の1強を占めている状況にある。なお、全国の児童相談所の2018（平成30）年度相談実績についても、養護相談（45%）の次に多いのが障害相談（37%）という状況にある。

(5) 児童相談所の援助の種類と内容

児童相談所は受理した相談に対して、どのような援助を行っているのかを示したのが表2である。これも表1と同様、右端の「相談処理件数」については、長崎県の2か所の児童相談所が2018（平成30）年度に処理（対応）した件数を記載している。なお、総相談処理件数は5,740件であった。

児童相談所の対応で最も多いのは助言指導、次いで継続指導、他機関あっせんの順であり、これらはいずれも在宅支援としての対応となる。家庭環境や子ども本人の行動上の問題、障害等のため、一定期間、家庭からの分離を図る児童福祉施設への入所及び里親委託については、174件（3%）となっている。

(6) 児童相談所の虐待対応

虐待防止法第6条は「児童虐待を受けたと思われる者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所（略）に通告しなければならない」として、虐待（疑い）通告を国民の義務と規定している。

さらに、上記の通告等を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所が行う子どもの安全確認や子どもの所属機関等に対する調査等の対応については虐待防止法

表2 援助の種類と内容

援助の種類	内容	相談処理件数
助言指導	1～3回程度の助言、指示等による指導	2,826件（49.2%）
継続指導	心理療法やカウンセリング・面接による指導等を数回以上にわたって継続する指導	1,185件（20.6%）
他機関あっせん	保健所、医療機関、教育委員会、精神保健福祉センター等の関係機関にあっせんする指導	391件（6.8%）
児童福祉司指導	児童福祉司が家庭や学校等を訪問し、環境調整を行う	11件（0.2%）
児童家庭支援センター指導委託	家庭訪問や通所による指導を児童家庭支援センターに委託する	6件（0.1%）
福祉事務所送致等	福祉事務所にケースを送致し、支援・指導を要請する	13件（0.2%）
市町村送致等	市町村にケースを送致し、支援・指導を要請する	19件（0.3%）
訓戒・誓約	児童本人及び保護者に対し、訓戒を行い誓約書を提出させる指導	28件（0.5%）
児童福祉施設入所・通所	一定期間保護、療育、訓練を必要とする児童を児童福祉施設に入所又は通所措置をとる	155件（2.7%）
里親委託	里親に委託を行う	19件（0.3%）
障害児施設等への利用契約	利用契約の手続きを行う	86件（1.5%）
その他	上記のいずれにも該当しない処遇	1,001件（17.4%）

第8条に定められている。通告後の対応については、図3に示したとおりである。

2007（平成19）年1月の「運営指針」の改定において、通告受理後の安全確認を48時間以内に行うことが望ましいとされたが、近年の度重なる虐待死亡事例への対応の反省から、通告受理から48時間以内の安全確認は最優先業務とされている。子どもの居住地を所管する行政機関（市町村役場等）、所属する保育所、幼稚園、学校等及び家庭に対する安全確認や調査の結果、子どもの安全確保のために必要があれば躊躇なく一時保護を行うことも強く求められることとなった。なお、調査や相談対応の一環として、社会診断、心理診断、行動診断、医学診断等の専門的診断、法医学医師等による受傷の経緯に係る診察、診断、助言等、弁護士による法的助言等が実施されている。

通告後の安全確認や調査の結果、一時保護に至ったケースや在宅で調査を継続したケースについて、その後の対応を示したものが図4である。

周囲からの支援が期待できる等で虐待の再発危険性がさほど高くなく、児童相談所以外の機関による見守り等支援が確保できる場合、保護者の改善意欲が高い等、在宅でも継続して支援が可能な場合等は、図4の右側の在宅支援の実施となる。相談援助活動としての助言指導や継続指導、措置としての児童福祉司指導等である。一方で、前記のような条件が短期間では整わなかったり、物理的距離を置いてしっかりと親子の関係改善を図ること

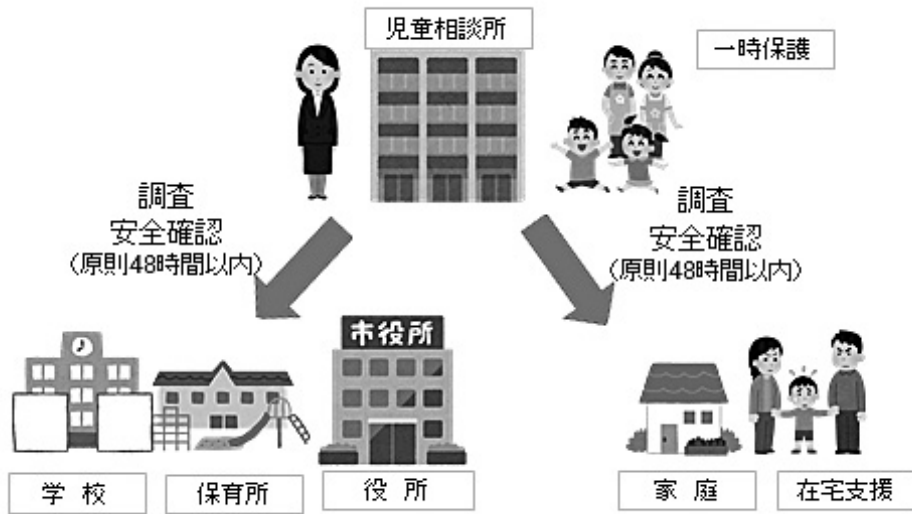


図3 通告後の対応（児童虐待防止法第8条）

が望ましい等の状況がある場合、左側の分離を図る措置（児童福祉施設入所、里親委託等）となることが多い。また、これらの施設入所及び里親委託に関して親権者の同意が得られない場合は、児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所に措置の承認を求める申し立てを行う。一旦分離を図った後も、児童相談所は家族の再統合を目指して支援を続けることになる。

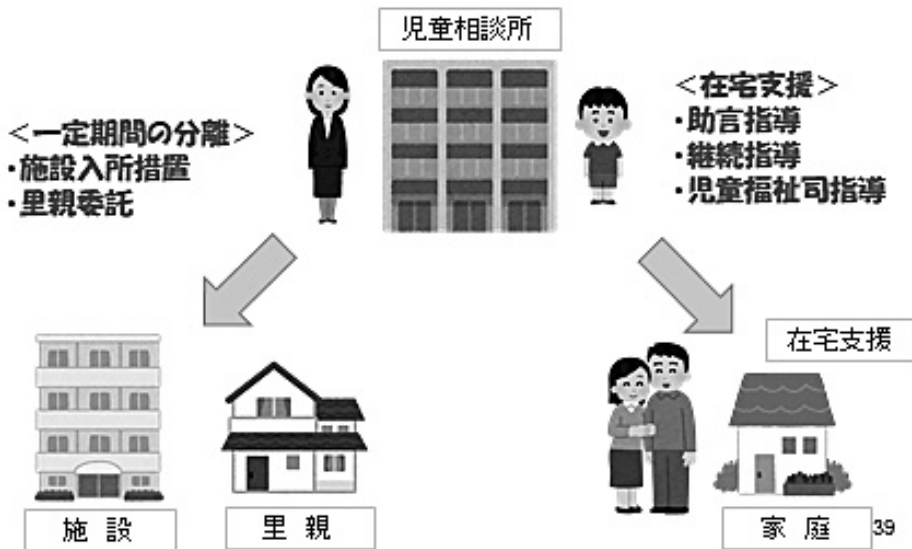


図4 相談・調査（一時保護）後の対応（児童福祉法第12条、第27条）

4. 児童虐待の現状（全国及び長崎県）等

(1) 全国の状況

「1. はじめに」にも書いたとおり、2018（平成30）年度（注2）に全国の児童相談所が対応した虐待件数は159,850件であり、公表開始以降、増加の一途をたどっている。この約16万件のおよそ半数は心理的虐待であり、かつ、警察からの通告事例である。近年の虐待件数の増加の要因のひとつは、子どもの面前でDVがあったと警察が認知した事例のすべてを児童相談所に通告するという体制が確立したことにあると言えよう。

（注2：2020（令和2）年11月10日時点で、厚生労働省は2019（令和元）年度の全国の虐待対応件数について各都道府県の集計作業が遅れていることを理由に公表を見送っているため、年度の統計データとしては現時点でも2018（平成30）年度実績が最新となる）

一方、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」（厚生労働省2020）（以下、「第16次報告」）によれば、2018（平成30）年度の死亡事例は73人（心中以外54人、心中19人）である。前年度の死亡事例65人（心中以外52人、心中13人）からは増加しているが、ここ10数年50人前後で推移している。

心中以外の死亡事例54人の分析では、

- ① 年齢 0歳児が22人（40.7%）で、うち0か月児が7人（31.8%）
- ② 虐待種類 ネグレクト25人（46.3%）、身体的虐待23人（42.6%）
- ③ 主たる加害者 実母25人（46.3%）、実父9人（16.7%）
- ④ 妊娠期、周産期における問題 遺棄19人（35.2%）、予期しない妊娠／計画していない妊娠13人（24.1%）、妊婦健診未受診12人（22.2%）
- ⑤ 関係機関の関与 何らかの機関（市町村、保健センター、児童相談所）が関与35人（68.5%）
0歳児7人については関与なし6人（85.7%）

という状況にある。

近年、目黒事件や野田事件のような事例が注目され、虐待で死亡に至る事例は幼児から小学生に対する長期のネグレクトや繰り返される暴力の果てに、というイメージが強いが、上記のデータからは、虐待死のリスク因子は乳児期にあることがわかる。養育者への依存度が格段に高いこの時期、さらに親になる心理的な準備や現実的な基盤もないままの望まない妊娠等、支えのない孤立無援な保護者の状況が読み取れる。

(2) 長崎県の現状

① 虐待対応件数の年度推移

県内2か所の児童相談所が2019（令和元）年度中に対応した虐待件数は1,053件で、前年度の897件から156件増加（対前年度比117.4%）し、過去最多となっている。2008（平成20）年度からの推移を示したものが表3である。

長崎県においては国の状況ほど増加の一途ではなかったものの、2015（平成27）年度あ

たりから増加傾向が著しいことがわかる。

表3 相談対応件数の推移

年度	H 2	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	対前年比
全 国	(100) 1,101	(3,875) 42,664	(4,016) 44,211	(5,121) 56,384	(5,442) 59,919	(6,058) 66,701	(6,703) 73,802	(8,077) 88,931	(9,378) 103,260	(11,133) 122,578	(12,151) 133,778	(14,519) 159,850	未公表	未公表
長崎県	(100) 30	(950) 285	(657) 197	(870) 261	(800) 240	(877) 263	(1,097) 329	(1,003) 301	(1,650) 495	(2,217) 665	(2,100) 630	(2,990) 897	(3,510) 1,053	117.4%

なお、(1)に示した全国の状況と合わせて虐待対応件数の推移を示したものが図5となる。

児童相談所（こども・女性・障害者支援センター）における虐待相談対応件数の推移

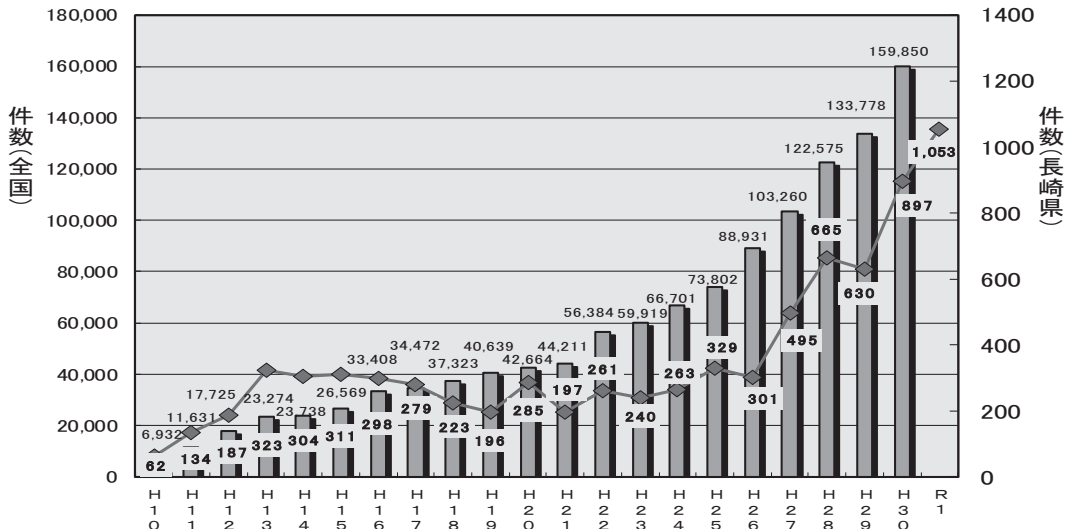


図5 児童相談所における虐待相談対応件数の年度推移

② 市町の虐待対応件数

一方、県内21市町において対応した虐待件数についても前年度の719件から148件増加し、867件（対前年度比120.6%）となっており、こちらも過去最多となっている。

表4のとおり、市町と児童相談所が対応した虐待件数は合計で1,920件、前年度の約1.2倍で2,000件に迫る勢いとなっている。

表4 虐待相談対応件数（市町、児童相談所）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	対前年比
市町計	447	427	470	471	385	501	719	867	117.4%
児童相談所計	263	329	301	495	665	630	897	1,053	120.6%
県合計	710	756	771	966	1,050	1,131	1,616	1,920	118.8%

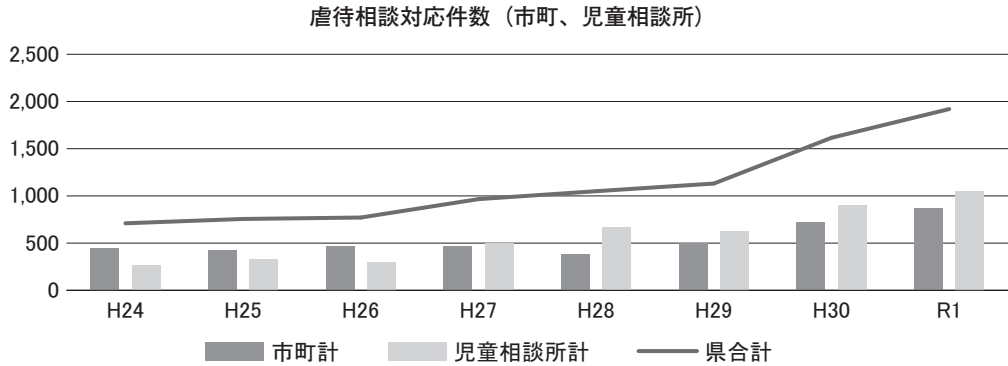


図6 県内市町及び児童相談所における相談対応件数の推移

③ 虐待種類別対応件数

表5のとおり、心理的虐待が491件（46.6%）で最多、次にネグレクト（保護の怠慢・拒否）が300件（28.5%）、身体的虐待が241件（22.9%）、性的虐待が21件（2.0%）となっている。前年度及び全国の状況と同様、全体の半数近くが心理的虐待となっており、④の経路別相談対応件数と併せ、警察が関与した面前DVによる心理的虐待が多くを占めていると考えられる。また、全国では身体的虐待が2番目に多いのに比べ長崎県はネグレクトが多くなっており、増加率が高いことも特徴的である。これも警察はじめ関係機関からの通告件数の増加が大きな要因となっている。関係機関の児童相談所への通告に対する積極的な姿勢が窺える。

表5 虐待種類別件数

	総数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
(%)	(100.0)	(22.9)	(2.0)	(46.6)	(28.5)
長崎県元年度	1,053	241	21	491	300
(%)	(100.0)	(21.8)	(1.2)	(54.1)	(22.9)
長崎県30年度	897	196	11	485	205
(%)	(100.0)	(25.2)	(1.1)	(55.3)	(18.4)
全国30年度	159,850	40,256	1,731	88,389	29,474

④ 経路別相談対応件数

表6のとおり、警察等からの相談が509件（48.4%）、次に福祉事務所が100件（9.5%）、児童相談所が69件（6.6%）となっている。警察をはじめ関係機関からの通告件数が増加しており、関係機関との連携強化が図られていると同時に、③でも触れた関係機関の児童相談所への通告に対する積極的な姿勢が窺える。なお、児童相談所を経路とする相談件数が増加している背景には、2018（平成30）年以降続発した虐待死亡事例において、都道府県間の移動に伴う情報共有がなされていなかったことへの反省を踏まえ、このような虐待事例に関する情報共有やケース移管に係る徹底を求める各種通知等が厚生労働省から発出されたこと等が背景にあると考える。

表6 経路別相談対応件数

	総数	児童本人	家族	親戚	近隣・知人	児童委員	保健所	児童福祉施設・里親等	福祉事務所	警察等	医療機関	学校等	その他
(%)	(100.0)	(0.9)	(3.1)	(3.4)	(4.8)	(0.3)	(0.0)	(1.3)	(9.5)	(48.3)	(2.6)	(5.9)	(19.9)
長崎県元年度	1,053	9	33	36	51	3	0	14	100	509	27	62	209
(%)	(100.0)	(0.4)	(6.5)	(3.5)	(5.2)	(0.0)	(0.0)	(1.1)	(12.6)	(47.4)	(1.6)	(8.4)	(13.3)
長崎県30年度	897	4	58	31	47	0	0	10	113	425	14	76	119
(%)	(100.0)	(1.0)	(7.0)	(1.0)	(13.0)	(0.0)	(0.0)	(2.0)	(5.0)	(50.0)	(2.0)	(7.0)	(11.0)
全国30年度	159,850	1,414	11,178	2,313	21,449	230	216	2,440	8,331	79,150	3,542	11,449	18,138

表6-2 経路別相談対応件数「その他」の内訳件数

	県機関	市町(※)	児童相談所	児童家庭支援センター	家庭裁判所	その他
(%)	(5.2)	(4.5)	(6.6)	(0.0)	(0.0)	(3.6)
長崎県元年度	55	47	69	0	0	38
(%)	(0.4)	(2.1)	(5.0)	(0.0)	(0.0)	(5.7)
長崎県30年度	4	19	45	0	0	51

⑤ 主たる虐待者

表7のとおり、実父504件(47.9%)、実母446件(42.3%)で、実の両親が全体の9割を占めている。依然として実親による件数が圧倒的多数である。実父の件数が増加しているのは、面前DVの主な加害者が父であることが要因として考えられる。

表7 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
(%)	(100.0)	(47.9)	(7.6)	(42.3)	(0.5)	(1.7)
長崎県元年度	1,053	504	80	446	5	18
(%)	(100.0)	(50.6)	(7.8)	(40.0)	(0.6)	(1.0)
長崎県30年度	897	454	70	359	5	9

⑥ 虐待児童の年齢区分

表8のとおり、0～3歳が311件(29.5%)、4～6歳が208件(19.8%)となっており、乳幼児が全体の約半数を占めている。0～3歳児の多さは前年度からの傾向であるが、増加の要因は明確でない。面前DVやネグレクトによる通告では、通常、きょうだい全員を対象児童として対応することになるため、低年齢児が増える可能性は考えられる。ただし、増加の要因がこのことによるのかどうかは詳細な分析が必要であろう。また、乳幼児への虐待に関しては、子どもの所属する保育所、幼稚園、認定こども園等による虐待予防的子育て支援や市町の母子保健領域における対応等が望まれる。同時に、年齢が高くても虐待は発生していることも十分に認識する必要がある。

表8 虐待児童の年齢区分

	総数	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	不明
(%)	(100.0)	(29.5)	(19.8)	(18.3)	(15.2)	(11.8)	(5.4)	(0.0)
長崎県元年度	1,053	311	208	193	160	124	57	0
(%)	(100.0)	(26.8)	(15.6)	(18.2)	(18.3)	(16.0)	(5.1)	(0.0)
長崎県30年度	897	240	140	163	164	144	46	0

⑦ 措置内容別対応件数

表9のとおり、面接指導が891件（84.6%）、里親委託を含めた施設入所等が必要となったものが68件（6.5%）となっており、前年度よりも施設入所等の割合が増加している。ただし、過去9年間の虐待対応件数に占める施設入所等措置の割合は漸減していたことから、今後も増加するのかどうかは経過を見る必要がある。子どもの安全最優先の対応を求められる中で、児童相談所が子どもを家庭から一旦分離して安全を確保し、併せて分離の期間が長期化しないよう保護者に働きかけを行うという取り組みが増える可能性はあるだろう。

表9 措置内容別対応件数

事 項	長崎県（平成30年度）		長崎県（令和元年度）	
	件数	%	件数	%
施設入所措置	44	4.9	63	6.0
児童養護施設	34	3.8	45	4.3
乳児院	4	0.5	12	1.1
児童自立支援施設	2	0.2	1	0.1
児童心理治療施設	1	0.1	3	0.3
その他の施設	3	0.3	2	0.2
里親委託	1	0.1	5	0.5
面接指導	817	91.1	891	84.6
助言指導	213	23.7	130	12.3
継続指導	572	63.8	711	67.5
他機関あっせん	32	3.6	50	4.8
児童福祉司指導	5	0.6	19	1.8
その他	30	3.3	75	7.1
合 計	897	100.0	1,053	100.0

⑧ 一時保護状況

虐待対応において児童福祉法第33条に規定する一時保護が必要となったものは表10のとおり364件であり、前年度より88件増加している。対応件数全体に占める一時保護件数の

割合も、2018（平成30）年度の30.8%から2019（令和元）年度34.8%と増加しており、虐待対応件数の増加に比例して一時保護件数が増加している傾向が窺える。このことは上記⑦にも書いたとおり、子どもの安全最優先の対応を求められる児童相談所としては、一旦分離して安全を確保し、慎重に調査を進めるという判断になっているためと考えられる。

また、一時保護の実施場所については、一時保護所が155件(42.6%)、一時保護委託(一時保護所以外)が209件(57.4%)となっており、前年度よりも一時保護委託が増加している。このことは、一時保護ガイドライン（厚生労働省2018b）において、「子どもの安全を確保するための閉鎖的環境で保護する期間は、(略)必要最小限とし、(略)速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する」とされていることが背景にあると考えられ、今後も子どもの権利擁護の観点から一時保護委託が増加する可能性は高く、一時保護専用施設の設置を含め、委託先となる児童福祉施設や里親との連携の強化が求められよう。

表10 一時保護状況

事 項	長崎県（平成30年度）		長崎県（令和元年度）	
	件数	%	件数	%
一時保護所	128	46.4	155	42.6
一時保護委託	148	53.6	209	57.4
児童養護施設	65	23.5	100	27.5
乳児院	17	6.1	26	7.1
児童自立支援施設	0	0.0	0	0.0
児童心理治療施設	0	0.0	1	0.3
障害児関係施設	5	1.8	2	0.5
その他の施設	1	0.4	0	0.0
警察署	40	14.5	53	14.6
里親	1	0.4	12	3.3
その他	19	6.9	15	4.1
合 計	276	100.0	364	100.0

⑨ 立入調査

虐待防止法第9条に基づく立入調査を行った事例は、表11のとおり5件となっている。立入調査は、子どもの安全確認や保護者等との接触ができず虐待のおそれがある時に子どもの居所に立ち入って必要な調査を行い、保護者が正当な理由なく拒否すれば罰則もあるという法的権限に基づく強力な介入方法である。子どもの安全を確認するためには有効な方法であるものの保護者に対する強制性も高いことから、実施に当たっては慎重な判断と綿密な準備が必要であり、長崎県においては、例年1件発生するか否かという状況であった。2019（令和元）年度の実施状況は前述のとおりで、子どもの安全最優先の方針強化の結果と思われる。

表11 立入調査

長崎県(25年度)	長崎県(26年度)	長崎県(27年度)	長崎県(28年度)	長崎県(29年度)	長崎県(30年度)	長崎県(元年度)
0件(0名)	0件(0名)	1件(1名)	0件(0名)	1件(1名)	1件(1名)	5件(5名)

5. 課題と対応策

本稿では児童相談所の虐待対応と長崎県の児童相談所における虐待対応件数の動向について見てきた。明らかなことは長崎県において児童相談所が対応する虐待件数が年々増加しているという事実である。

「虐待対応件数の増加」という課題への対応策としては、児童相談所の体制強化、市町、警察等関係機関との連携強化等が考えられよう。これらについては、既に着手され、かつ、今回の分析においても進展は見えている。従ってこれらの方策について、引き続き着実に進めていくことが今後必要と考える。一方で、児童相談所が虐待事例発生後、すなわち、後追い型でハイリスクアプローチを担当する機関であることから、予防型、支援型の取組が重要と考える。子育て支援地域包括センターや子ども家庭総合支援拠点を中心とした市町における子育て支援の強化やポピュレーションアプローチの充実が求められる。また、例えば、ファミリーサポートセンター事業のような相互扶助的、つまり住民自身の力を取り込む仕組みを一般化、拡大化する方向性も考えられよう。子育て家庭の孤立を防ぎ、社会的実家機能を強化し、新たな地域の絆を創生する等の取り組みによって、子育て不安群や軽度虐待予備群等のより深刻な状況への進行を止め、支えられる効果を実感することで支える側に回ってもらう予防的関与が重要と考える。こういった状況（課題）への包括的、総合的対応策として、県が2020（令和2）年3月に策定した長崎県社会的養育推進計画の着実かつ効果的な実施を1点目としてあげたい。

2点目としては、虐待とDVの関連性を踏まえた対応策の構築である。「第16次報告」において初の試みとして、第5次～第16次までの死亡事例のうちで分析可能な事例についてDVの有無を検証している。そこから見えた「10代での妊娠・出産、未婚のひとり親等子育て支援の必要性」、「実母及び家庭自体の社会的孤立」、「実母の高い依存性及び虐待者の攻撃性等のコントロール不全」、「児童相談所や市区町村の関与及6か月以上の虐待期間の割合の高さ」等の傾向について、支援機関がDVを正確に理解すること、DVの発生リスクを早期に感知し孤立に追い込まれる前に子育て支援として家庭に関与すること、そのための市町の母子保健と児童福祉両部門の有機的連携及び県機関との協働等の対策が講じられる必要がある。長崎県の児童相談所は、2箇所とも配偶者暴力相談支援センターを併せ持つ総合相談機関であり、両者の強みを相互に生かし合える更なる工夫に期待したい。

3点目は、児童相談所の虐待対応状況（統計）に関する分析の問題である。4.（2）で述べたとおり、必ずしも詳細かつ正確な分析ができていると言えず、さらに、その背景（経済状況、保護者及び子どもの障害等特性等）に関する分析には至っていない。ただ、その

分析を虐待をはじめとした相談対応に追われる児童相談所現場に求めることは非現実的である。11月10日時点においても、業務統計を公表できる状況にないことがその証左のように感じる。虐待統計の分析から課題と対応策を抽出する取組の必要性については県の判断に委ねられるものの、大学等研究機関との連携の可能性は考えられないだろうか。

6. おわりに（まとめに代えて）

児童相談所の所長として勤務していた県職員時代、児童虐待をテーマとして講演依頼を受けた際、必ず話題にしていた事、それは、「児童相談所や市町村だけで虐待問題や子どもの問題の解決や支援はできない。ひとりでも多くの人が手をつなぎ合い、支え合って暴力の連鎖をストップすること、そしてたくさんのおとなで子どもを包み、子ども達の育ちを守ることができる社会になること」という「願い」であった。極めて抽象的な内容であり、具体性、実効性に欠けるという批判はあるだろうが、閉塞的なコロナ禍の今の時代だからこそ、なおのこと、「虐待をする親を許さない」という絶対悪一辺倒の見方ではなく、皆で育児に取り組む親を護る、支えるという親に対する温かいまなざし、「体罰によらない子育て」や「社会全体で子どもを育てる」という育児文化の醸成が、結果的に子どもを守ることにつながるのではないかと思えてならない。

〈参考文献〉

- 小林美知子（1994）小林美知子、松本伊智朗編「子ども虐待—介入と支援のはざま—「ケア」する社会の構築に向けて」明石書店
- 厚生労働省（2013）「子ども虐待対応の手引き」（（雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/.../130823-01.html>
- 厚生労働省（2016）愛の鞭ゼロ作戦パンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000.../sanokou2.pdf>
- 厚生労働省（2018a）児童相談所運営指針（児発第133号厚生省児童家庭局長通知）
- 長崎県（2019）こども・女性・障害者支援センター業務概要「31年度業務概要（30年度実績）」
- 厚生労働省（2020）子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00001.html
- 長崎県（2020）「令和元年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数等について」（報道発表用資料）
- 厚生労働省（2018b）一時保護ガイドライン（子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000477825.pdf>
- 長崎県（2020）長崎県社会的養育推進計画